

新潟・野中土手付遺跡



(新発田・中条)

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 所在地 | 新潟県北蒲原郡加治川村大字野中字野中土手付 |
| 調査期間 | 一九九八年（平10）五月～九月 |
| 発掘機関 | 新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業団 |
| 調査担当者 | 飯坂盛泰 |
| 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 遺跡の年代 | 古墳時代、平安時代～中世 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

新潟平野の北部を流れる加治川と胎内川に挟まれた沖積低地は、現在美田となっているが、往時は近世に干拓された塩津潟（紫雲寺潟）が存在していた。塩津潟の東側には新潟砂丘を挟んで日本海が、西側には横形山脈が砂丘とほぼ平行するように、南西から北東に向かって走っている。

平安時代の遺物としては、土器と木器が数多く出土している。土器には、須恵器の杯・杯蓋・甕・椀・長甕などがあり、杯などの食膳具の中には、「方」「道□」「王」「凡」「十」などと記された墨書き土器が存在する。木器は、糸巻具・横槌・火鑽臼などの日常生活道具のほかに舟串や木簡が出土している。

ここで紹介する二点の木簡は、南側の自然流路SD二四から出土したもので、(2)は近接した中世集落で破棄されたものであろう。

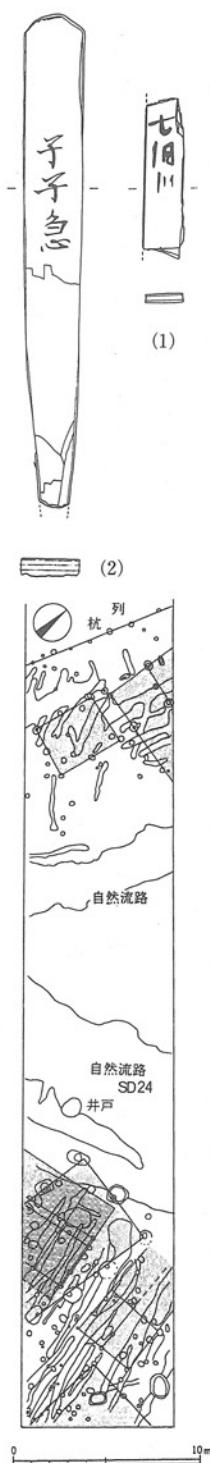
なお、本遺跡の北約2kmには砂山道下遺跡（加治川村、本誌第二

遺跡は塩津潟の南東に発達した湖岸堤防上に立地し、標高は約6mである。発掘調査は、日本海沿岸自動車道建設のための土運搬道建設に伴うもので、約三〇〇〇m²について実施した。

検出された遺構は、古墳時代前期のものと平安時代のものがある。

平安時代の遺構には、掘立柱建物・井戸・ピット・畝状小溝・杭列などがある。発掘幅が狭少なため掘立柱建物全体を検出することはできなかつたが、大型の方形掘形を持つ建物も存在している。これ

らの遺構群のほぼ中央部に、自然流路が一本検出された。この一本の自然流路は、中世まで存続していると考えられ、本来は一本の流路が、この上流で二本に分岐したと考えられるものである。北側の遺構群の北には南西から北東に並ぶ杭列がある。杭列を境にして西側には遺構がまったく無くなることから、土地利用の境界を示す杭列と考えられる。



平安時代遺構図

号) が、北東約4kmには船戸川崎遺跡(中条町、本誌第二二号)があり、いずれも塩津潟の湖岸堤防上の自然流路から、それぞれ中世と古代の木簡が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) **〔七カ〕**
□旧川

(70)×(17)×4 081

(2) **〔符籙〕 子子急□**

(214)×25×7 051

(1)の左端は原形を留めるが、上下端および右端は欠損している。片面のみに墨書が見られるが、意味などは不明である。一文字目は「七」とも考えられるが、木簡の右端が欠失しているため横線の止めが判然とせず、また、一画目の止めも途中で止まっている感じがあり、「廿」の可能性もある。三文字目は「川」と考えられるが、他の二文字に比して文字全体が細く、三画目の縦線は上部の一部に墨痕が残っているに過ぎない。

9 関係文献
 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団「新潟県埋蔵文化財調査事業団年報 平成一〇年度」(一九九九年)
 (戸根与八郎)

(2)は、下端部の一部を欠損している呪符木簡である。頭部は圭頭状というよりは円頭状を呈し、表面下部には削り痕が縦に認められる。上部の「子」字上にもかすかに墨痕が見られ、符籙があつたと思われる。縦横に直線をひく「四縦五横」、ないしは二行三段に「日」字が記されていたと思われるが、子細に観察すると、上端は横線の上に縦線が飛び出でていないので、後者の可能性が強い。「急」の下段には墨痕が若干認められるところから、呪符の定型句である「急々如律令」と書かれていたものであろう。本例は伴出遺物から年代を決める事はできないが、形態や文言から中世の呪符木簡と考えられる。